様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局：気候変動対策認証センター)

平成 25年03月25日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
茨城県石岡市森林カーボンオフセット協議会による間伐促進型プロジェクト ～石岡市の森林資源を活性化するプロジェクト～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	石岡市森林カーボンオフセット協議会(イシオカシシンリンカーボンオフセットキョウギカイ)		印
住所	茨城県石岡市柿岡 1764-2 つくばね森林組合内		
代表者氏名	池田 寛	代表者役職	会長
担当者氏名	松浦 晃	担当者 所属部署・役職	事務局
担当者 E-mail	Matsuura13@gmail.com	担当者電話番号	080-4002-2422
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	-		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	石岡市(イシオカシ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト登録番号
（4ケタ）</td><td>0238</td></tr>
<tr><td>プロジェクト登録日</td><td>平成24年12月21日</td></tr>
<tr><td>プロジェクト概要</td><td>【プロジェクトの目的・内容】
　当該プロジェクトの目的は、首都圏から程近い霊峰筑波山とそれに連なる山々と霞ヶ浦に囲まれた豊かな自然が残る石岡市においてカーボンオフセット・クレジットを取得し、CO_2排出権を企業等へ販売することで得られた収益を、持続的かつ適正な森林の管理に使い、温室効果ガス削減に寄与し、あわせて霞ヶ浦の水源としての森を未来の市民にも継続的に活用できる森林整備の仕組を構築することにあり、さらに森林所有者を中心とした市民の関心を呼び起こし、環境への取り組みを地域全体の問題とすることで、私有林を中心とした人工林だけでなく、町全体の森林の整備を加速化することにある。
　これにより震災からの復興と地域活性化を促進し、住みよい町、環境に貢献する社会をつくるものである。

当該プロジェクトでは、市町村森林整備計画に則って作成された、森林施業計画に基づき計画的且つ適期の間伐施業を推進する。

【適格性基準との整合性】
条件1：当該プロジェクト対象地は、森林法第 5 条で規定される地域森林計画の対象森林に含まれる。
・霞ヶ浦地域森林計画（平成 19 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
・霞ヶ浦地域森林計画（平成 24 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日）
※森林法の改正に伴い変更
条件2：プロジェクト対象地は平成 35 年 3 月 31 日までの間に転用及び主伐が計画されていない。
・プロジェクト対象地は平成 19 年から平成 23 年に間伐を実施する森林である。
・プロジェクト対象地が含まれる森林施業計画は平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までを計画期間とするものである。
・プロジェクト対象地における平成24年12月1日以降の施業計画については、森林経営計画を作成し、適正な森林施業を継続して実施する予定である。
条件3：資料 2-1 に示すとおり、石岡市長から認定を受けている。
団地名称：柿岡団地
森林施業計画の認定番号：19-1
森林施業計画の期間　　：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称：小幡団地
森林施業計画の認定番号：19-2
森林施業計画の期間　　：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称：芦穂団地
森林施業計画の認定番号：19-3
森林施業計画の期間　　：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称：恋瀬団地
森林施業計画の認定番号：19-4
森林施業計画の期間　　：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称：瓦会団地
森林施業計画の認定番号：19-5
森林施業計画の期間　　：平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称：園部団地
森林施業計画の認定番号：19-6</td></tr>
</table>

森林施業計画の期間　:平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称:林団地
森林施業計画の認定番号:19-7
森林施業計画の期間　:平成 19 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日

団地名称:小桜団地
森林施業計画の認定番号:19-8
森林施業計画の期間　:平成19年12月1日～平成24年11月30日

【法令遵守状況】

		該当しない	該当する*
1	森林・林業基本法	☐	☑第 9 条森林所有者としての責務
2	森林法	☐	☑第 5 条地域森林計画 ☑第 11 条森林施業計画 ☑第 10 条の 5 市町村森林整備計画
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☐	☑
4	種の保存法	☑	☐
5	鳥獣保護法	☑	☐
6	騒音規制法	☑	☐
7	景観法	☑	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☑	☐
9	環境影響評価法	☑	☐

【採用技術】

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
コンパス	KATAOKA	10 年	2007 年	面積測量機 (機器管理者:㈱ 森林管理)
コンパス	牛方商会	10 年	2007 年	面積測量機 (機器管理者:㈱ 森林管理)
TruPulse200	LASER TECHNOLOGY	10 年	2009 年	樹高測定器 (機器管理者:㈱ 森林管理)
直径巻尺 (今回使用)	Lufkin	10 年	2009 年	胸高直径測定器 (機器管理者:㈱ 森林管理)
GARMIN-62S	GARMIN	10 年	2009 年	GPS (機器管理者:㈱ 森林管理)
TruPulse360° B (今回使用)	LASER TECHNOLOGY	10 年	2012 年	測距機能付電子コンパス(機器管理者:つくばね森林組合)
Mobile Mapper 10 (今回使用)	Ashtech	10 年	2012 年	GPS (機器管理者:つくばね森林組合)

【モニタリング方法】

記号	内容	計測方法
$Area_{Forest}$	間伐面積	地積測量成果である公簿面積にて間伐実施。 【資料名】土地登記全部事項証明書 「添付資料 8_土地登記全部事項証明書.pdf」 ※但し、樹種が混在している筆に関しては、測距機能付電子コンパスに基づき樹種界を測量した。 【電子コンパス】TruPulse360° B
地位級	対象森林の土地条件等の階層	毎木調査による胸高直径及び樹高測定結果に基づき上層樹高を算定して地位を特定
BEF	拡大係数	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用
R	地下部率	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用
WD	容積密度	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値を使用
⊿*Trunk sc*	幹材積年間成長量	収穫表作成システム LYCS vre.3.3 のシステム収穫表に基づき算定。

【GHG算定式の方法論への準拠性】

モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト）にすべて準拠する。

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

・ 教育・訓練の実施状況と記録

実施者:モニタリング責任者

対象者:モニタリング担当者、モニタリング実施者

実施内容:J-VER 制度、モニタリング体制・手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法

実施日:平成 24 年 8 月 6 日、平成 24 年 12 月 25 日

記録保管:モニタリング担当者

・ 情報の保管

	保管責任者:モニタリング担当者 内容:純吸収量算定に使用した全データ、調査野帳原本、モニタリング報告書、 プロジェクト計画書、その他関連資料 保管期間:平成 35 年 3 月 31 日とする。 ・ データの確認 実施者:モニタリング担当者、モニタリング実施者(クロスチェック) 実施内容:収集単位の確認、野外調査票と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数の妥当性の確認 経年的なデータ変化、林分間の比較、恣意的データ・はずれ値の識別 実施日:平成 25 年 2 月 12 日 ・ 内部監査 実施者:内部監査員 対象者:プロジェクト責任者、モニタリング責任者、モニタリング担当者、モニタリング実施者 実施内容:モニタリングデータ、純吸収量算定方法、純吸収量算定結果、モニタリング報告書 (監査項目)文書・記録保管状況、測定機器の維持・管理状況、教育訓練実施状況 実施日:平成 25 年 2 月 13 日、平成 25 年 2 月 22 日 記録保管:モニタリング担当者 ・ 測定機器の維持・管理(機器校正等) 実施者:モニタリング実施者 実施内容:適切なキャリブレーションの実施、測定機器の保管 面積測量機:調査実施前にコンパスの正常動作を確認 調査実施時に閉合差 5/100 が達成できない場合、計測を中止 測量機の再キャリブレーションや測定方法を再度検討する。 樹高測定器:調査実施前に高さが既知の対象物を計測し、正常動作を確認 測定時は取扱説明書に従い適切に使用する 胸高直径測定器:調査実施前に目視で歪みやねじれがないか確認 GPS:初期設定で誤差の範囲を設定し、その範囲内での計測を実施 実施日:平成 25 年 1 月 5 日、平成 25 年 1 月 6 日、平成 25 年 1 月 17 日、平成 25 年 1 月 20 日 ※平成 24 年度に全てのモニタリング調査を実施済み。 記録保管:モニタリング担当者 (その他特筆すべき事項) 特になし。

モニタリング結果概要	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠したGHG算定を行った。 （その他特筆すべき事項）特になし。						
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （ 森林管理プロジェクト用） ver.4.2.						
適用方法論	方法論番号	No.R.001 ver.6.2					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）					
モニタリング結果							
モニタリング期間	**2008 年 4 月 1 日～ 2012 年 11 月 30 日**						
<方法論 R001・R002・R003 のみ> モニタリング対象面積	**61.23ha**						
排出削減・吸収量	年度	**2008**	**2009**	**2010**	**2011**	**2012**	**合計**
	t-CO2	**183.76**	**209.01**	**242.55**	**279.17**	**176.76**	**1091.26**
認証依頼削減・吸収量	**1091t-CO2[3]**						

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名：石岡市森林カーボンオフセット協議会</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】
☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています

類似制度名：

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由：

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】
□ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☐ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上